

# 児童手当

10月1日以降

# 手続き方法のご案内

10月からの児童手当制度改正に伴い、児童手当の受給に必要な手続きをご案内します。改正内容の詳細は、広報やはば7月号または町ホームページ（QR）よりご確認ください。

●問い合わせ こども家庭課（019-611-2772）



## 手続きが必要な方

### 1 所得上限限度額超過により児童手当を受給していない方

次の方は別途、送付している案内をご確認ください。

●令和6年5月以降に児童手当新規認定請求し、所得審査により非該当となった方

●令和6年度児童手当現況届の所得審査により非該当となった方

### 2 高校生年代の子のみ養育している方

### 3 現在児童手当を受給中で高校生年代の子と中学生以下の子を養育している方

①～③に該当または③以外の現在児童手当を受給している方で、大学生年代（22歳到達最初の年度末までの子）\*を含めて3人以上の子を養育している方

\*令和6年度は平成14年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子

●施設設置者および里親の方は、個別に通知を送付しますのでご確認ください。

①および②に該当する方	●児童手当認定請求書 ●受給者となる方の名義の口座情報が分かる書類（通帳、キャッシュカードなどの㊟） ※振込先の口座をマイナンバーと紐づけした公金受取口座をご希望の場合は、通帳等の写しは不要です。 ●受給者となる方の保険証のコピー ※マイナンバーと紐づけし、保険証を返還してしまった場合は添付不要です。	
	●児童手当額改定認定請求書	
③に該当する方	●児童手当額改定認定請求書	
④について	①～③に該当する方	上記書類に加えて ●監護相当・生計費負担についての確認書
	③以外の現在児童手当を受給している方	●児童手当額改定認定請求書 ●監護相当・生計費負担についての確認書

### ●提出方法

記入例を参考に必要事項を記入し、同封している返信用封筒で書類を返送してください。（切手不要）

※マイナポータルから電子申請もできます。

### ●提出期限

令和7年3月31日(月) 必着

※上記期限までに書類を提出すると、令和6年10月分から遡って児童手当が支給されます。

### ●申請書類の送付時期

9月中旬頃を予定

## こちらもお読みください

### ●対象要件について

矢巾町に住民登録がある高校生年代以下の子がいる世帯へ、申請案内通知を送付しています。手続きの必要がない方にも書類を送付しているため、①～④に該当するかどうかご確認の上、お手続きをお願いします。

### ●高校生年代の子について

高校生年代の子のみを養育している方で、その子が矢巾町に住民登録をしていない場合は、町で確認できないため案内通知を個別送付していません。その場合はお手数ですが、こども家庭課までご連絡ください。追って案内通知を送付します。

### ●公務員の方へ

公務員の方は勤務先でのお手続きとなります。手続きなどの詳細は各勤務先でご確認ください。なお、公務員の方でも市町村から児童手当が支給される場合があります。申請先がわからない場合は、先に勤務先にお問い合わせください。

### ●案内、町HPをご覧ください

案内に同封しているQ&Aや町ホームページをご確認の上、ご不明点は、こども家庭課までお問い合わせください。